

肝付町会計年度任用職員登録受付について

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月1日から現在の臨時職員・非常勤職員等は会計年度任用職員へと移行されることとなります。

町でも、令和2年4月から会計年度任用職員の任用を予定しております。それに伴い、下記のとおり任用希望登録の受付を行います。登録者の中から、条件に合う方を選考し、会計年度任用職員として任用します。

※登録されても、必ず任用されるとは限りません。また登録後に連絡がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※任用の対象となった方のみにご連絡いたします。

① 登録方法

『会計年度任用職員登録申請書』に必要事項を記入し、写真貼付のうえ下記提出先に持参又は郵送してください。なお、町から登録した旨のお知らせは行いませんのでご了承ください。

※『会計年度任用職員登録申請書』は、町のホームページからダウンロードされるか、肝付町役場総務課・内之浦総合支所町民生活課・岸良出張所でお受け取りください。

※町では、障がいのある方の雇用に取り組んでいます。上記申請書を提出される際に、障害者手帳や療育手帳の写しを添付してください。

② 登録受付期間及び有効期間

令和2年2月3日（月）～令和2年2月14日（金）（郵送の場合消印有効）

※受付期間を過ぎた場合でも登録は可能ですが、令和2年4月からの任用者の選考については、期間内の登録者から優先して行います。登録の有効期間は、令和2年度末までとなります。

③ 登録対象となる職種

対象となる職種については、別表をご覧ください。職種によっては、特定の資格、免許が必要となる場合がありますのでご注意ください。

④ 登録要件

次の要件を満たす方に限ります。

- (1) 募集職種の資格要件等（別表参照）を満たす方
- (2) 職務遂行上支障をきたさない良好な健康状態を有している方
- (3) 次の地方公務員法第16条各号のいずれにも該当していない方

※禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※肝付町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

※日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者